

阪神港大阪区第6区における航泊禁止区域の変更のお知らせ

問合せ先：大阪港航行安全情報センター
 TEL 06-6612-4363
 事業主：近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所
 TEL 06-6574-8562

1. 航泊禁止区域

下記の通り阪神港大阪区第6区における新島建設工事に伴い、令和2年6月20日より航泊禁止区域が変更されます。付近を航行する船舶は事故防止に十分注意し、安全航行に御協力をお願いします。

1-1. 期間

航泊禁止区域明示用標識移設完了時(令和2年6月20日午前零時予定)から令和3年3月31日までの間

1-2. 安全対策

航泊の禁止区域変更後は一般航行船舶の安全を確保するために、図-1に示すとおり、警戒船旗を掲げた警戒船を配備し、付近の航行船舶に注意を喚起します。

1-3. 航泊禁止区域

阪神港大阪区第6区新島2-1区(図-1参照)

航泊禁止区域

次の各点及び護岸に囲まれた海域

基点	大阪灯台	世界測地系	34-38-36.6N	135-22-44.7E
イ	基点から	251度32分29秒	1,979 mの地点	
ロ	イ点から	350度26分 4秒	76 mの地点	
ハ	ロ点から	38度28分 4秒	263 mの地点	
ニ	ハ点から	137度29分25秒	995 mの地点	
ホ	ニ点から	227度29分39秒	250 mの地点	
ヘ	ホ点から	275度28分35秒	75 mの地点	

1-4. 制限事項

全船舶(当該工作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く)は、上記区域(図-1)を航行及び停泊してはならない。

1-5. 標識等

(1)航泊禁止区域を明示するため標識を設置します。(図-2参照)

(2)航泊禁止区域を明示する各灯浮標は同期点滅しています。

- 浮体式灯標 (標体塗色黄色、単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離7.0海里)
- 浮体式灯標 (標体塗色黄色、単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離5.5海里)
- 浮体式灯標 (標体塗色黄色、単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離4.5海里)
- 陸上標識灯(護岸)(標体塗色白色、単閃白光、毎3秒に1閃光、光達距離3.0海里)

2. 期間中の新島2-1区関連工事

航泊禁止区域設定中は下記の関連工事に伴い作業船の入出域を予定しております。作業船の入出域等の情報については、大阪港航行安全情報センターのホームページ等に公開しておりますので、ご確認の上、安全航行に御協力をお願いします。

- ① 大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(1)基礎等工事(第3工区)
- ② 大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(2)余水吐等工事

3. 航泊禁止区域変更の作業手順

- (1)汚濁防止膜の撤去作業(神戸側)
- (2)標識灯、鋼管杭の撤去作業
 浅瀬表示6基を撤去。
 A(浮体式灯標)を撤去する。
 鋼管杭32本を撤去する。(神戸側)
 鋼管杭撤去と共にBおよびC(浮体式灯標)を撤去する。
 陸上標識灯(図-2参照)を点灯させる。(令和2年6月20日)
 安全対策のため港外側作業時には警戒船を配置させる。
- (3)航泊禁止区域を図1、図2に示す区域に縮小

図-1 航泊禁止区域位置図及び警戒船配備状況図

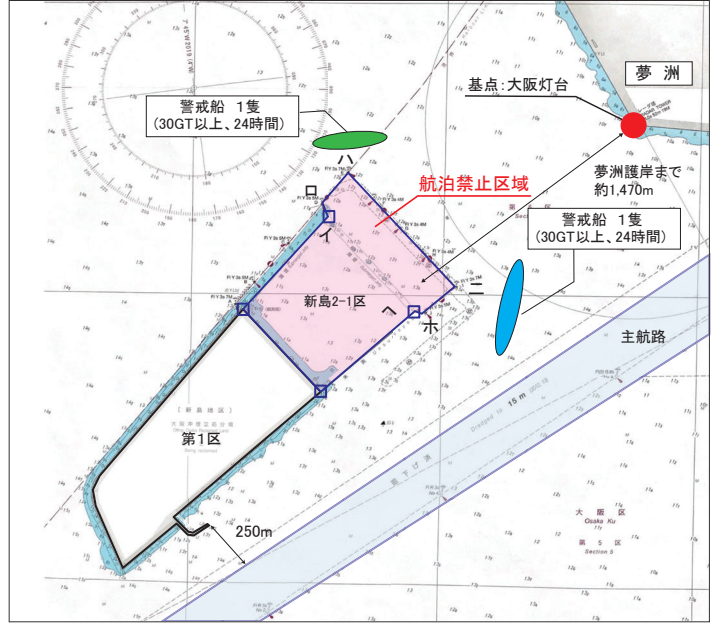
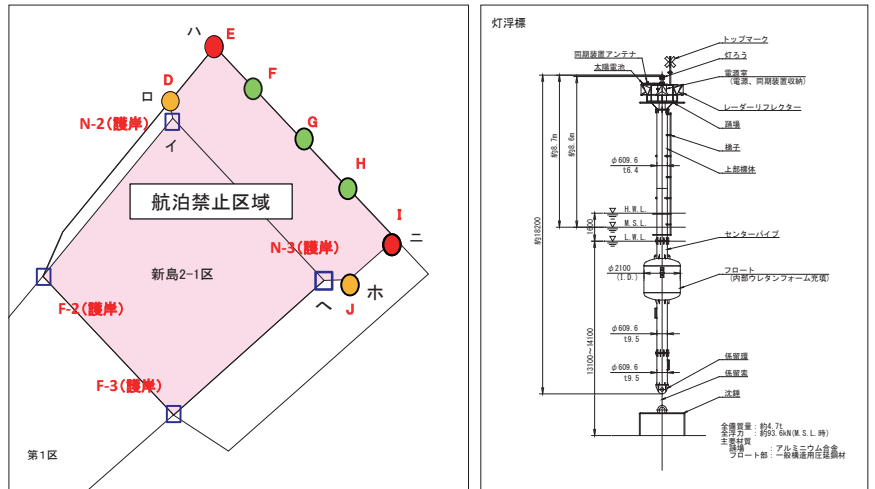


図-2 航泊禁止区域明示標識



※灯浮標A~Jには外径・構造が同一の上記灯浮標を使用

図-3 現状の航泊禁止区域

